

# 令和3年度 第1回神奈川県社会福祉審議会総会(書面開催)における質疑内容等について

資料13

委員名	項目	質疑等	回答
加藤 忠相	「神奈川県手話推進計画」の改定(素案)について(資料1)	ろう者でも認知症でもそうですが、社会参加ではなく、「起用」をしてほしいです。給与が出る形で活躍できるようにしたいです。ろう者であれば体験授業、認知症であれば外部評価など。	計画の改定にあたっては、ろう者の方々から様々な御意見をいただきながら、進めてまいりました。手話講習会などではろう者の方にもご活躍いただいているところですが、今回いただいた御意見を踏まえ、今後もろう者の方々とも協力しながら、計画を推進していきます。
梅沢 道雄	「神奈川県手話推進計画」の改定(素案)について(資料1)	ろう者とろう者以外の者の共生社会の実現に向け手話推進計画の着実な推進をお願いします。	神奈川県手話言語普及推進協議会等において、ろう者をはじめとした関係者の御意見を伺いながら、引き続き計画を着実に推進していくこととしています。
横松 佐智子	「神奈川県手話推進計画」の改定(素案)について(資料1)	改定の趣旨は異議ありませんが、具体策が見えてこない。車イス利用などの面について社会的理解が進んでいると感ずるが、ろう者への理解は欠けている。共生社会実現のためのバリアフリーのBlack Boxかもしれない。	ろう者は、外見だけでは障がいがあることを周囲の人に理解してもらうことが難しいという状況があり、改定案では「手話の普及」の中で、手話やろう者、盲ろう者に対する理解を深めることとしています。
青地 千晴	「神奈川県手話推進計画」の改定(素案)について(資料1)	P16(主な施策) ○ICT技術の活用(検討・導入) →スマホで簡単にできる音声変換アプリがあります。パソコンやスマホを用いて、手話よりも効率よくコミュニケーションができる方法を望みます。	手話は独自の言語体系を有する言語であり、ろう者は手話を用いて生活し、また必ずしも日本語が堪能ではなく、県は本計画により手話普及の必要性があると考えています。 なお、改定案では、緊急時や感染症防止対応などの観点からICT技術の活用について記載しています。
西村 くにこ	「神奈川県手話推進計画」の改定(素案)について(資料1)	日本語対応手話と日本手話の位置づけはどのように考えられているのでしょうか。ろう者の方々のご意見はいかがですか？	手話の定義については、現に日本手話をはじめ様々な手話があることから本計画では明確な定義づけはしませんが、いただいたご意見については、今後の手話の普及等に向けて参考とさせていただきます。 なお、計画改定にあたってのパブリックコメントやヒアリングにおいて、特段御意見はありませんでした。
青地 千晴	新型コロナウイルス感染症への対応について(資料2)	主に施設に向けた対応ですが、在宅(居宅)向けも必要だと思います。	ワクチン接種については在宅(居宅)向け事業所も対象として実施しています。 また、感染発生時のかかりまし費用の補助や感染者を支援するためのN95マスク等の衛生用品の発送についても施設に加えて在宅の事業所に対しても対応しています。

委員名	項目	質疑等	回答
大村 悠	新型コロナウイルス感染症への対応について(資料2)	面会については多くのご意見をいただいていたので、前向きとなったことはありがたいです。また、感染防止対策、クラスター対策にあたる中で、施設職員、利用者やその家族からの相談や問合せもいただいていたので、相談体制の充実、情報共有の強化を求めます。	感染防止対策、クラスター対策等にあたっては、高齢福祉課及び医療危機対策本部室クラスター対策班により、高齢者施設等からの相談等も受け付けております。
加藤 ごう	新型コロナウイルス感染症への対応について(資料2)	高齢者施設において、withコロナ時代に向けてより平常時に近い面会方法を取っていく必要がある。宣言や措置の発令状況ごとの段階的な処置や、入所者の健康状態によっては、特例を設けるなど、入所者と家族に寄り添った対応が求められる。	面会に当たっては、高齢者施設等に対し、地域の感染状況等に応じた対応を取るとともに、できる限り利用者のご家族等の交流の機会を確保するために取り組むよう、面会ガイドラインで求めています。
西村 くにこ	新型コロナウイルス感染症への対応について(資料2)	高齢者施設における面会ガイドラインが提示されたものの、運用が厳しい例もあり面会ができないことから、入所者だけではなく家族に対しても精神的なサポート・フォローが必要と考える。	面会に当たっては、できる限り利用者のご家族等の交流の機会を確保するとともに、面会方法等をご家族等に丁寧に説明するよう面会ガイドラインで求めています。
石田 和子	新型コロナウイルス感染症への対応について(資料2)	①応援職員派遣事業 ②介護者がコロナ入院で不在となった在宅等の高齢者・障がい者への対応などを図ったことは評価している。②についての実績も資料として示された。	「介護者がコロナ入院で不在となった在宅等の高齢者・障がい者への対応」の実績は資料2-2のとおりです。
石田 和子	新型コロナウイルス感染症への対応について(資料2)	○クラスターが多数発生したことへの実態と取組についての記載が必要かと思う。	クラスター対策にあたっては、発生時に医療危機対策本部室クラスター対策班と高齢福祉課とで連携して感染指導及び衛生用品等の支援を行うとともに、感染対策に関する研修を実施しております。
横 松 佐智子	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の中間報告について(資料3)	障がい者への防災時の支援方法を具体的に、早急に検討する必要がある。	障がい者への防災について、将来展望検討委員会では検討しておりませんが、いただいたご意見は、関係所管課に情報提供させていただきます。

委員名	項目	質疑等	回答
大村 悠	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の中間報告について(資料3)	地域生活移行や地域生活支援に取り組むことは理解しますが、それには地域住民や事業者などの理解が欠かせないと考えていますので、引き続き理解促進の取組強化も求めます。	障がい者本人が希望する場所で、その人らしく生活を送ることができるよう、当事者目線の障がい福祉の考え方等について、地域住民や事業者などへの理解促進に努めてまいります。
加藤 ごう	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の中間報告について(資料3)	意思決定支援に関して期待の高さがうかがえるが、逆に危険性も指摘されている。そもそも「当事者による本当の意思決定支援とは何なのか」という所から検証する視点を持って継続的に取り組む必要がある。	障がい者一人ひとりの望みや願いに沿って、自分の生活や生き方を「自己選択・自己決定」し、その人らしく暮らすことができるよう支援することが大切であると考えています。いただいたご意見については、そうした視点も踏まえ、今後検討してまいります。
石田 和子	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の中間報告について(資料3)	5つの視点について各意見が詳細に記述されていて参考になった。地域移行のとりくみについて、地域生活を支えるきめ細かな制度、支援の拡充が不可欠と考えるが、具体策をしっかりと盛りこむことを求めたい。	「当事者目線の障がい福祉」を推進するため、障がい者の地域生活を支える支援を充実させていく必要があります。相談支援ネットワークの強化、サービス基盤の整備など、具体的な提言をいただいております。報告書に取りまとめられる予定です。
小澤 温	当事者目線の障がい福祉推進条例(仮称)の制定について(資料4)	理念は賛成しますが、実行可能なものにしていくための裏付けも、十分検討していただけたらよいのではないかと思います。	今回制定を目指す条例においては、当事者目線の障がい福祉を推進するための基本的な計画を策定していくこととしており、そうした計画も含めて、実効性の担保に努めてまいります。
篠原 正治	当事者目線の障がい福祉推進条例(仮称)の制定について(資料4)	当事者や福祉関係者の意見を幅広く、丁寧に聞きながら慎重に検討を進めていただきたい。	当事者団体や障がい者関係団体とは、12月の第3回県議会定例会厚生常任委員会終了後、意見交換を進め、これまでに20団体と実施しています(令和4年3月2日現在)。市町村につきましては、市町村が集まる会議や、政令中核を含む7市町と個別に訪問して意見交換をしています。その他、審議会や庁内においても意見交換を実施するなど、幅広く検討を進めています。また、市町村との協議の場を持つなど、引き続き意見交換の場を持つことを考えています。

委員名	項目	質疑等	回答
大村 悠	当事者目線の障がい福祉推進条例(仮称)の制定について(資料4)	理念や目的、責務などを継続して発信し続けることを求めます。	条例の理念や目的、責務や役割等を明確にし、発信することにより共有していくことは大変重要であると考えています。当事者及び支援者をはじめとして、県民、市町村、関係団体等への周知・啓発に努めてまいります。
石田 和子	当事者目線の障がい福祉推進条例(仮称)の制定について(資料4)	障がい者差別禁止法に則って内容については、「論点」の地域共生社会の実現に盛り込まれると思うが、「基本理念」にも一文入れることが必要かと思う。(参考)に記述されている北海道の条例の「財政上の措置」を盛り込むことを要望します。	障がい者差別の禁止も含め、個人として尊重されることを基本理念に盛り込んでおります。なお、条例に、障がい者の権利擁護及び障がい者差別解消のための措置を盛り込むことを考えています。「財政上の措置」については、3月2日付厚生常任委員会報告資料の「参考資料2」骨子案にお示ししたとおり、北海道の条例と同様「財政上の措置」を盛り込むことを考えています。
小澤 温	「みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直し結果について(資料5)	「街」づくりを「まち」づくりにして、「街」のもっているハード整備のイメージを「まち」のもっているソフトとハードの2つのイメージに変えて、共生社会づくりとの関連をもたせるのもよいのではないかと思います。	頂いたご意見も踏まえ、今後、条例改正や運用の改善等の検討を行ってまいります。
大村 悠	「みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直し結果について(資料5)	取り組みを展開していく上で検証しやすい整備基準等を検討していくことについて、賛同します。	より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、検討を行ってまいります。
西村 くにこ	「みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直し結果について(資料5)	文化財など、ハード面でのバリアフリーが難しい事例を考えるとソフト面でのバリアフリーについても言及する必要があるのでは。(三重県等の事例)	頂いたご意見も踏まえ、今後、条例改正や運用の改善等の検討を行ってまいります。
石田 和子	「みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直し結果について(資料5)	その内容や運用がより実態に即したものになるよう、運用の改善等の検討が必要と考える。「計画段階からの当事者の参加」をうたっていることは重要と考える。	より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、検討を行ってまいります。

委員名	項目	質疑等	回答
大島 憲子	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>ヤングケアラーについての現状として、表面化しにくい、自治体での現状把握も関係機関(福祉、介護、医療、学校等)における研修も十分でない、支援に繋ぐための窓口が明確でない、ヤングケアラーの認知度が低い、本人も周囲の大人も気づいていない、中高生の約8割が「聞いたことがない」という調査もあり認知度が低い現状等があります。</p> <p>これらの状況から、まず、ヤングケアラーの早期発見と把握のために自治体が速やかに現状把握を行うことと並行して、福祉、介護、医療、教育等の関係機関、ボランティア等へのヤングケアラーに関する研修や学ぶ機会を増やしていく。支援策として、支援団体の拡充とピアサポートも含め悩み相談の窓口の増設とヤングケアラー・コーディネーターの配置、学校においてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教諭の方々との連携を強化しながら、社会的認知度を上げていく必要があると思います。</p> <p>国は令和3年9月に「ヤングケアラーの支援に関する令和4年度概算要求等」でヤングケアラー支援体制強化事業(新規)等に約364億円を計上しています。新規事業の補助金を有効活用し積極的にモデル事業にも取り組みながら実態把握を行い、社会的認知度を向上させるための「集中取組期間」を設け、集中的な広報啓発を関係機関の中で行えるような支援の具体的な体制づくりについても盛り込んで頂きたいです。</p>	<p>県では、令和3年10月に、ケアラーの置かれている状況を県民の皆様にご存知いただくことや、ケアラーご自身や周囲の方々に相談できる窓口や支援策を周知するため、「ケアラー支援ポータルサイト」を開設しました。その中に「ヤングケアラーのコーナー」も設けており、今後も引き続き、社会的な認知度向上に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、地域包括支援センターなどの関係機関職員向け研修において、ケアラー支援について講義の場を設けています。</p> <p>令和4年度には、国の補助金も活用し、新たにSNSや電話でケアラーからの相談を受ける「ケアラーコールセンター」の設置や、多分野にまたがる支援機関のネットワークづくりや支援のコーディネート等を行う「ケアラー支援専門員」の配置、ケアラーの居場所となる「ケアラーズカフェ」や、ヤングケアラーの「学習支援」の立ち上げ支援を予定しています。</p>
加藤 忠相	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>手話の話もそうだけれど、ソーシャルワーカーがだれなのか？を考えていける神奈川県だとよいと思うのですが… 専門性の高い専門職を育成することよりも、自立(依存先の豊かさ)スキルを高めるのは、子ども時代からの教育だと思います。</p>	<p>御意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>
青地 千晴	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>障がい福祉の対象者は0歳～64歳と幅が広く、65歳になっても介護保険へスムーズに移行していないケースもある。利用見込みは増えていくので、今後は人材育成が最重要。支援相談員の確保やサービス事業所及び地域共生サービス事業所の増加を図る必要がある。</p>	<p>障害福祉サービス事業所に対して、共生型サービスの指定も受けるよう、制度の周知に努めてまいります。</p>
大村 悠	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>「8.計画の達成状況の点検・評価及び計画の見直し」について、都度しっかりと議論していくとともに、特別な事案が発生した際にも対応していくことを求めます。</p>	<p>御意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。</p>

委員名	項目	質疑等	回答
加藤 とう	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	改定を1年先送りしたのだから、第5期計画を1年延長して令和3年度までとし、令和4年度から第6期とする方が自然に感じる。	障がい福祉計画の期間は、国の基本指針により3年と定められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による今回の策定作業の1年延期は、国の通知により、令和3年度末までに策定することとして差し支えないとされたことを踏まえたものですが、この場合でも、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画とすることとされています。
西村 くにこ	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	専門性の高い相談支援事業に「未来筋電義手センター」を加えてはどうか？	未来筋電義手センターは、神奈川県リハビリテーション病院に設置しており、筋電義手に関する相談対応や情報提供を行っていますが、県の地域生活支援事業には当たらないため、計画への記載は難しいと考えています。
石田 和子	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	P17の(地域生活を支えるサービス等の充実)に記述されている内容はどれも重要ですが、「量的・質的充実」の具体策を示すことが必要と思われる。	御意見の趣旨については、「4 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保」の「(2) 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策」に記載しています。
石田 和子	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	「令和5年度の目標」を「33市町村」としている対策について、未設置市町村との協議連携をしっかりと行うことが重要と考える。	御意見を踏まえ、関係市町村と連携しながら、成果目標の達成に向けて取り組んでまいります。
石田 和子	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	P48以降、R3年度の見込量が、R2の実績より少なくなっているサービスについては、何故か、疑問がある。	各年度における指定障害福祉サービス等の見込量は、市町村の障がい福祉計画に記載された見込量の合計を県の見込量としています。多くの市町村は、令和2年度に計画を策定しており、令和元年度までの実績値等から令和3年度以降の見込量を設定しています。そのため、令和2年度実績が見込以上に多かった場合などは、令和2年度の実績よりも低い見込量となる場合があります。
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、保健・医療・福祉の関係機関による協議のみが行われ、今後もこれが継続されようとしています(19頁<課題>の一つ目の○、22頁上から三つ目の○等)、そもそも1年以上の長期入院患者数の減少の成果目標達成に至らなかった原因は検証されているのでしょうか。同じ関係者だけが集まっても変わりなく、限界があると思われます。長期入院者の退院については、成年後見制度を利用したり、退院に向けた患者代理人(弁護士等)による支援によって実現されている例もあることから、上記関係者だけでなく、弁護士等の法律家も協議の関係者に加えるべきです。また、ピアサポーターが退院に有効であれば、ピアサポーターも協議に参加するのがよいのではないのでしょうか。従来の発想にとらわれず、地域生活への移行に向けて効果があるものは積極的に取り入れ、柔軟に神奈川県独自の取組を行ってほしいと思います。	県では、国の地域生活支援事業における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を活用し、協議の場の設置を行い、同事業で示される、普及啓発に係る事業、精神障害者の家族支援に係る事業、ピアサポートの活用に係る事業等のメニューを、各保健所圏域の地域課題に応じて取り組んでいます。協議の場には、各保健所圏域の地域の実情に応じて保健・医療・福祉関係者等の他、ピアサポーターも既に参加しています。現状では、弁護士等の法律関係者の参加はありませんが、いただいたご意見は今後の事業運営の参考とさせていただきます。

委員名	項目	質疑等	回答
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>&lt;成果目標&gt;(20頁)として、「ア・・・平均生活日数」が記載されていますが、令和5年度の目標が平成28年度の実績と同じ日数以上としか書かれていないのは、どのような理由によるもののでしょうか。また、令和2年度実績の数値は記載しないのでしょうか。仮に令和2年度が平成28年度より減少しているとすればなおさらその原因を究明し、令和5年度の目標値は平成28年以上に明確に記載すべきだと思います。</p>	<p>国の調査方法の見直しと実績値の更新に伴い、計画における実績値及び目標値を修正しました。現在、国の調査に基づく神奈川の実績は、平成30年度の330日が最新のものとなっています。この平均生活日数330日は、全国平均値を上回る良い状況と考えられるため、この数値を維持することを目標に掲げています。</p>
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>&lt;成果目標&gt;(20頁)として、「イ 精神病床における1年以上の長期入院患者数」は、以前の答弁によると国の比率を当てはめたものと思われませんが、現在の日本国の水準は世界の水準からかけ離れていますので、県としてもっと積極的に取り組むべきです。とくに、65歳以上の人については、多くが(実質的にも)死亡退院になりかねず、本気で取り組むべきだと思います。</p>	<p>御意見の趣旨は、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>障害児相談支援(50頁)のサービス見込量が、令和2年度から3年にかけて激減しており、これが仮にコロナ感染の影響を受けるものであるとしても、令和4年度も5年度も2年度の数値に戻すことすら困難なののでしょうか。あるいは、ニーズが減ったのでしょうか。</p>	<p>各年度における指定障害福祉サービス等の見込量は、市町村の障がい福祉計画に記載された見込量の合計を県の見込量としています。多くの市町村は、令和2年度に計画を策定しており、令和元年度までの実績値等から令和3年度以降の見込量を設定しています。そのため、令和2年度実績が見込以上に多かった場合などは、令和2年度の実績よりも低い見込量となる場合があります。</p> <p>障害児相談支援については、川崎市において大幅に見込量を減らしていますが、同市によると、令和3年度から市の障害者相談支援センターは、計画相談支援等を行わないこととする体制変更を図ったため、令和3年度以降の見込量が少なくなっているとのことでした。</p>
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>発達障害者支援センター運営事業(64頁)、発達障害者支援地域協議会の運営、発達障害支援体制整備事業(67頁)は今後増加させる予定はないようですが、他方で発達障害児童は毎年増加傾向にあるとも聞いています。現状維持で対応できるのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、発達障害支援体制整備事業については、見込値を見直し、増加させました。発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会の運営については、地域の支援体制の強化が進み、地域で相談を受ける体制が整備されつつあることから、見込値の修正は行いません。</p>
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	<p>精神障害者の地域移行・地域生活支援事業において、ピアサポーターの見込み数が令和2年度実績より減少したまま継続されることが予定されていますが、成果目標達成のためのピアサポーターによる支援を挙げているのであれば(22頁)、むしろ増やしていくべきではないのでしょうか。</p>	<p>ピアサポーターについては、本人の体調や環境の変化等により活動を続けられなくなる方が、毎年一定程度出ています。これを踏まえ、ピアサポーター数の見込みについては、過去3年間の平均登録者数(49名)をもとに算定しています。県としては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、ピアサポーターの活動に制限が出ている状況ですが、少しでも多くの方に活動していただけるよう取り組んでまいります。</p>

委員名	項目	質疑等	回答
姜 文江	「神奈川県障がい福祉計画」の改定について(資料6)	入院中の精神障がい者の地域移行のための指標として、患者調査において入院の状況として「受入条件が整えば退院可能」とされた患者の県内の人数を公表してください。	平成29年の国の「患者調査」によると、神奈川県精神病床入院者12,400人のうち、「受入条件が整えば退院可能」とされた数値は、17.2%で、この結果は国により公表されています。 この結果から、本県における平成29年時点の「受入条件が整えば退院可能な患者数」は、2,133人と推計されますが、同調査においては、「受入条件」に明確な定義がなく、「受入条件」の考え方や「退院可能」な判断が回答者の主観に基づいているという意見もあるため、本計画における指標とすることは考えていません。
加 藤 忠 相	津久井やまゆり園の再生について(資料7)	あの建築が当事者目線で考えられたものなのか疑問です。	新しい津久井やまゆり園は、居室は全て個室とし、利用者の方が生活する単位も1寮20人から、1ユニット11人へと小規模ユニット化を図るなど、これまでとは違ったコンセプトで整備をしました。こうすることで、これまで以上に一人ひとりの方に寄り添った支援が可能になると考えています。 ご指摘の点については、十分ではないかもしれませんが、施設運営を図る中で、当事者目線の障がい福祉が実現できるよう、県と園とで協力しながら取り組んでいきます。
小 澤 温	津久井やまゆり園の再生について(資料7)	これまでの障害者施設の取り組みを変える、新しい障害者支援施設像を実践的に示していくための努力をぜひして行って下さい。	新しい津久井やまゆり園は、居室は全て個室とし、利用者の方が生活する単位も1寮20人から、1ユニット11人へと小規模ユニット化を図るなど、これまでとは違ったコンセプトで整備をしました。こうすることで、これまで以上に一人ひとりの方に寄り添った支援が可能になると考えており、当事者目線の障がい福祉が実現できるよう、県と園とで協力しながら取り組んでいきます。
大村 悠	津久井やまゆり園の再生について(資料7)	地域、近隣住民との共生、理解促進を求めます。	安全対策と地域交流の両面から、地域との顔の見える関係をつくるのが大切と考えております。交流ゾーンに、鎮魂のモニュメントのある「交流広場」や2つの「ふれあい広場」を配置し、地域住民の皆様と利用者が自然と触れ合う機会を増やすとともに、地域との連携、地域交流に引き続き取り組んでまいります。
加 藤 忠 相	当事者目線の障がい福祉実現宣言について(資料8)	宣言のための宣言や、県民周知率が目的にならないようにしてほしい。	今後も、この宣言をもとに障がい当事者や福祉関係者等多くの方と広く対話をし、当事者目線の障がい福祉への深い理解に活用していきたいと考えています。
大村 悠	当事者目線の障がい福祉実現宣言について(資料8)	議会で議論されましたが、重く受け止め、修正することを求めます。	県議会等の意見を踏まえて、多くの方のご理解を得られるような表現に修正しました。
石田 和子	当事者目線の障がい福祉実現宣言について(資料8)	文言の中にいくつか違和感を覚える表現がある。①「これまではそんな支援が当たり前のように行われていました」②「そんな支援を実践しているところが…」の段落は別の表現ができないか。③「あなたは障がい者であるまえに人間です」上から目線。県当局のこの実現宣言への思い・責任が語られていない。	県議会等の意見を踏まえて、多くの方のご理解を得られるような表現に修正しました。

委員名	項目	質疑等	回答
加藤 忠相	さがみ緑風園等の指定管理者の募集等について(資料9)	この資料の公示は令和3年の何月だったのでしょうか？また配転割合が示されているのはとても良いと思いますが、だれが評価するのでしょうか？当事者目線であるならば、当事者や地域住民が参加しているのでしょうか？	(第1回障がい福祉審議会へ提出した指定管理関係の資料については、)令和3年12月の神奈川県議会 厚生常任委員会へ報告資料として提出したものです。評価については、障がい当事者、障がい者家族代表者、学識経験者等の幅広い分野の委員からなる指定管理者評価委員会が行います。
大村 悠	さがみ緑風園等の指定管理者の募集等について(資料9)	神奈川県障がい福祉計画や検討されている条例に則した判断で指定管理者の選定を行うことを求めます。	神奈川県障がい福祉計画の改定案では、県立施設は地域生活移行の促進や通過型施設の役割を担うとしており、また、検討中の条例は「当事者目線の障がい福祉」の推進を目指すものです。令和5年度からの指定管理では、こうした「当事者目線の障がい福祉」をしっかりと理解し、実践することができる指定管理者を選定してまいります。
石田 和子	さがみ緑風園等の指定管理者の募集等について(資料9)	基本的な考え方に「通過型施設を目指し、地域生活移行を実践」とあるが、保護者との十分な話し合いを行い、理解と納得を得ながら進めることが必要。その点では募集要項作成までに行うことが必要と考えるが、どうか。	ご家族の中には、地域生活移行と聞いて施設を追い出されるのではないかと不安を抱かれる方がいると承知しておりますので、利用者本人やそのご家族の意に反して施設を追い出すようなことはないかと家族会等において説明してまいりました。また、募集要項においても、地域生活移行は本人やご家族に不安を与えないよう十分に配慮しながら進めていく必要がある旨を記載しました。
大村 悠	中井やまゆり園における利用者支援について(資料10)	今回の事案を個別に考えるだけでなく、県における障がい者福祉全体の問題として受け止めていただきたい。当事者のケアとともに、職員の相談体制や共有体制の強化についても求めたい。	県では、「当事者目線の障がい福祉」の実現に向けた取組を進めているところですが、その実践に県立障害者支援施設が率先して取り組んでいかなければならないと考えています。そのため、中井やまゆり園における利用者支援の問題点やその改善に向けた取組も踏まえて、県全体の「当事者目線の障がい福祉」の実現に取り組んでいきます。また、利用者支援の改善に向けて、職員が前向きな気持ちで取組を進めることができるよう、職員のメンタルマネジメントの支援や職員間のコミュニケーションの向上を図る取組を進めていきます。
石田 和子	中井やまゆり園における利用者支援について(資料10)	「これまでの取組内容」についてしっかり取りくまれていると思う。特に「強度行動障害に対する理解やアセスメント方法の検討」を行うことは重要と考える。全職員の総意にもとづく改革プログラムになることが重要と考える。	園において解決すべき課題、県として改善すべき課題を整理するとともに、園の組織執行体制などガバナンスの抜本的な改革なども含め、園の職員の意見を聞きながら、改革プログラムとして、取りまとめていきます。ご意見は改革プログラム作成の参考とさせていただきます。